

羽咋市景観形成ガイドライン

<概要版>



石川県羽咋市

はじめに

いま、全国各地で昔からある風景やまち並みの保存運動が展開されています。それは、私たちが日常生活で求めてきた便利さや機能性を優先させながらも、心のどこかで追い求めてきた、懐かしいたたずまいの家並みや風景を捨てきれないからだと思われます。

まちの景観はじつにさまざまな要素によって構成されています。中でも道路や公園、公共建築物など都市の基盤となるものについては、行政が先導的に景観に配慮するよう努めています。

しかしながら、まちの景観をつくっている要素の大半は、みなさんの住宅や商店であったり、またその住まい方、暮らしぶりなどを反映したものといえます。

景観づくりを進めるにあたっては、市民のみなさんや事業者の方々の主体性に負う部分が大きく、一人一人が景観づくりの主役といえます。市民や事業者のみなさんが行政と力をあわせて、それぞれの立場から景観づくりに取り組んでいくことが大切です。

そのためにも、景観づくりに関する共通認識に基づき自分たちでルールを定め、これを守るとともにそれぞれの役割を担うことが求められます。

「羽咋市景観形成ガイドライン」は、本市の豊かな自然と美しい景観、恵まれた文化財や個性あふれる伝統文化を損なうことなく、良好な景観が形成されるよう具体的に本市の地域ごとの特性・課題等を整理し、景観形成の目標や方針、推進の方策を示しているものであります。

本ガイドラインが、関係者各位における実務の利便に役立つとともに、広く市民に浸透し、皆様の創意工夫も加わりながら、それぞれの地域の良好な景観形成の実現に寄与できますことを願っております。



(写真)

妙成寺五重塔まつり

～ 目 次 ～

I. ガイドラインの目的	01
II. ガイドラインの位置付け	01
III. 石川県景観計画の概要	01
IV. 景観形成基本方針	03
(1) 自然的景観の形成	
(2) 歴史・文化的景観の形成	
(3) まちなみの景観の形成	
(4) 協働して行う良好な景観の形成	
V. 地域別景観形成方針	04
(1) 羽咋・千里浜地域	
(2) 栗ノ保・富永地域	
(3) 邑知・余喜地域	
(4) 越路野・鹿島路地域	
(5) 一ノ宮・上甘田地域	
VI. 景観形成基準	10
(1) 高さ	
(2) 形態・意匠	
(3) 壁面	
(4) 屋外設備	
(5) 外構	
(6) 駐車場など	
(7) 公共建築物や道路など	
(8) 屋外広告物や看板など	
(9) 開発行為、土石の採取、土地の開墾、屋外での土石の堆積類など	
VII. 手続きの流れ	14

I. ガイドラインの目的

・羽咋市では、「いしかわ景観総合条例」（2009 年 1 月施行）を契機とし、この条例に基づいた「石川県景観計画」を効果的に運用するため、本市の良好な景観の保全、創出を図り、景観まちづくりを進めることを目的として、その指針となる「羽咋市景観形成ガイドライン」を作成しました。

・本ガイドラインは、特に届出の行為が必要のない一定規模以下の建築行為等にあっても、景観形成への協力を呼びかけ、個々の市民や事業者の方々が、自主的に活用していただき、徐々に景観を向上させることを意図しています。

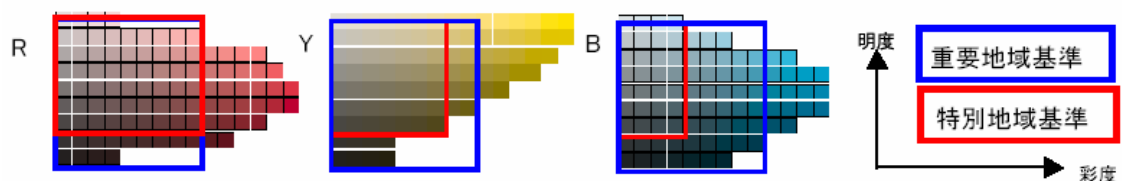
II. ガイドラインの位置付け

・本ガイドラインは、その内容を具現化するために、公共事業による先導的な景観形成を市の総合計画に位置付けます。また、都市計画マスタープランや住宅マスタープラン等の関係計画に位置付け、まちづくりの指針とします。

III. 石川県景観計画の概要

景観法に基づく石川県景観計画では、建築物や工作物の新築等、景観に影響を与える行為について、**届出による規制**を行います。

建築物や工作物の「位置・規模」「形態・意匠」「色彩」「材料」など、開発行為については、「盛土・切土」「のり面」などの項目で景観形成に関する基準を定め**景観に関連した事項を広く規定**しています。また、**色彩とデザイン**に関しては、**変更命令が可能**となるなど、**強制力のある規制**となっています。



〈色彩の数値基準例（マンセル表色系による）〉

(1) 地域の指定

「石川県景観計画」では、次図のとおり市内全域を景観に配慮すべき地域として「**景観計画区域**」としています。

その中でも「能登有料道路沿線・千里浜海岸地域」では、特に配慮すべき地域と位置づけ有料道路境界線より両側 2 km（海側は汀線まで及び北部 2km を超える陸側は志賀町との境界まで）、海域については汀線より 1 km を「**景観形成重要地域**」に指定しています。

また、この有料道路沿線の柳田インターチェンジ以南を道路境界より両側 200 m、柳田インターチェンジ以北では道路境界より 100 m を「**特別地域**」を指定し、良好な景観の形成を図ります。

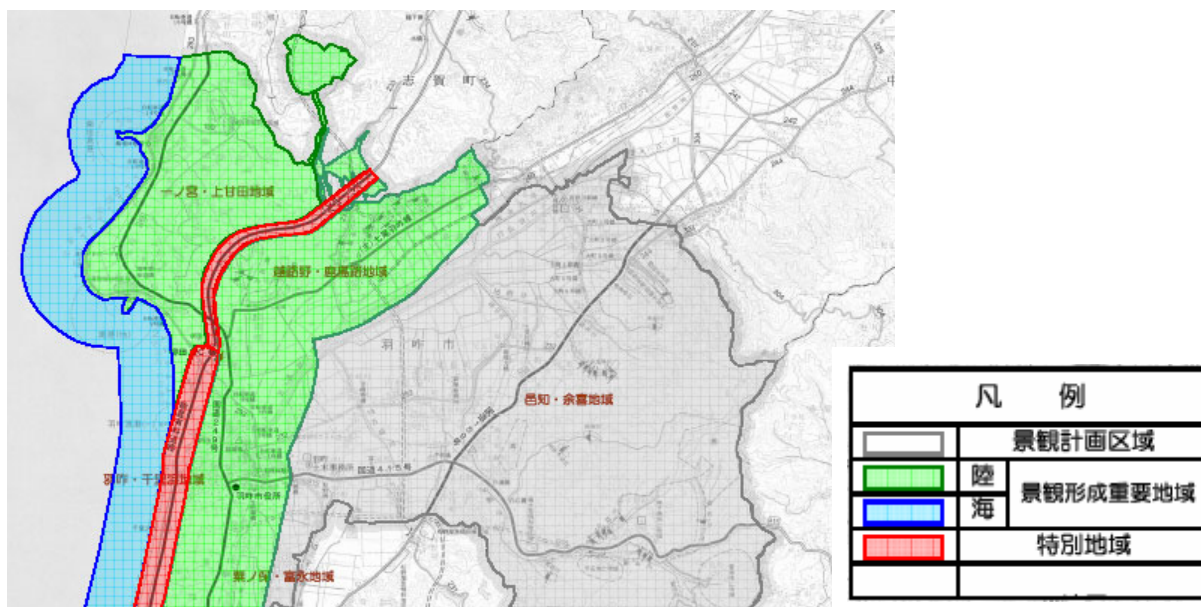
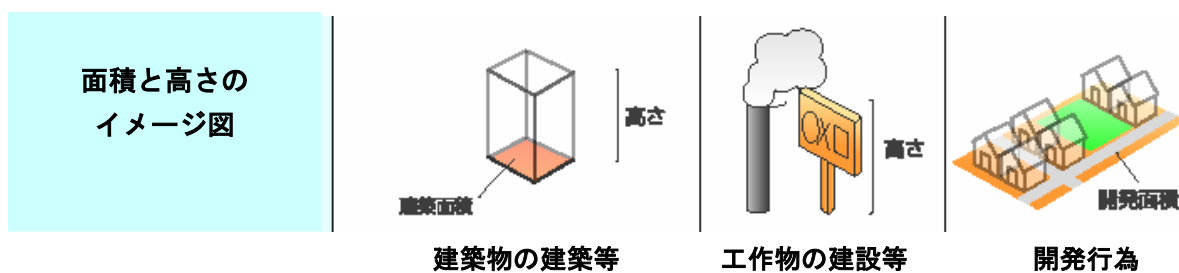


図 石川県景観計画の区域（羽咋市内抜粋）

（２）届出が必要な行為

それぞれの地域に応じて、以下の規模に該当する建築物や工作物の新築・増改築等や、開発行為を行う場合は届出が必要となります。

行為の種類		届出対象規模		
		景観計画区域	景観形成重要地域	特別地域
建築物の新築、増築、色彩の変更など	建築面積	1,000 ㎡超	500 ㎡超	200 ㎡超
	高さ	13m超	同左	10m超
工作物の新設、増築、色彩の変更など	高さ	13m超	同左	10m超
開発行為	開発面積	10,000 ㎡超	同左	3,000 ㎡超



（３）屋外広告物を表示する新たなルール

景観に対して大きな影響を与える屋外広告物についても、建築物等との一体的な景観形成を図ります。一定規模を超える広告物を表示する場合には、原則として許可が必要です。

IV. 景観形成基本方針

羽咋市の景観を構成する要素は、市全域にわたることから、景観形成の目標を達成するため、「自然的景観」、「歴史・文化的景観」、「まちなみの景観」の現況をもとに、次の4つの基本方針を定めます。

（１）自然的景観の形成

貴重な自然環境を守り、育てつつ、人々が親しみやすい自然的な景観形成を図るものとします。

- ・ 海岸や河川の保全、活用
- ・ 田園や丘陵地の緑の景観保全、育成



(写真)
林道より 邑知平野を望む

（２）歴史・文化的景観の形成

歴史・文化を継承していくとともに新しい文化を創造し、調和とまとまりのある景観の形成を図るものとします。

- ・ 歴史的遺産や祭りなど文化的景観の保存、活用
- ・ 人と自然との関わりのなかでつくりだされた棚田などの景観の保存、活用、管理

（３）まちなみの景観の形成

市街地や集落地の魅力ある景観を形成するためには、それぞれの地域にふさわしい景観形成を図るものとします。

- ・ ゆとりとうるおいがあり、調和のとれたまちなみ景観の形成
- ・ 地域の歴史・風土に根ざしたまちなみ景観の形成
- ・ 新しい文化を創造する魅力的な景観の創出
- ・ 個性的で魅力のある地域づくり

（４）協働して行う良好な景観の形成

このような良好な景観の形成は、まちづくりにおいて市民、事業者及び行政を問わず個々の事業にあわせ常に意識すべきものです。そのために、互いに対等な立場で果たすべき役割と責任を自覚し、景観づくりという共通の目標に向かって市民、事業者及び行政が連携して課題に取り組み「羽咋の景観づくり」を進めていくこととします。

- ・ 市民、事業者と行政の協働による取り組み
- ・ 市の所有する歴史的・文化遺産の市民による維持、活用
- ・ 市民、事業者が所有する庭園や施設などの市民の手による公開

V. 地域別景観形成方針

羽咋市全体を対象とした景観形成基本方針に基づき、地域ごとの景観形成を具体的に推進するために、地域的広がりや地域社会のまとまりに対応した地域別景観形成方針を設定します。

地域の区分としては、第四次羽咋市総合計画や都市計画マスタープランなどの諸計画や位置・交通、自然的条件、社会条件や景観の現況に基づき、「羽咋・千里浜地域」、「粟ノ保・富永地域」、「邑知・余喜地域」、「越路野・鹿島路地域」、「一ノ宮・上甘田地域」の5地域に区分します。

ここでは、各地域の景観特性と課題および石川県景観計画の位置付けを整理したうえで、景観形成の目標を設定します。

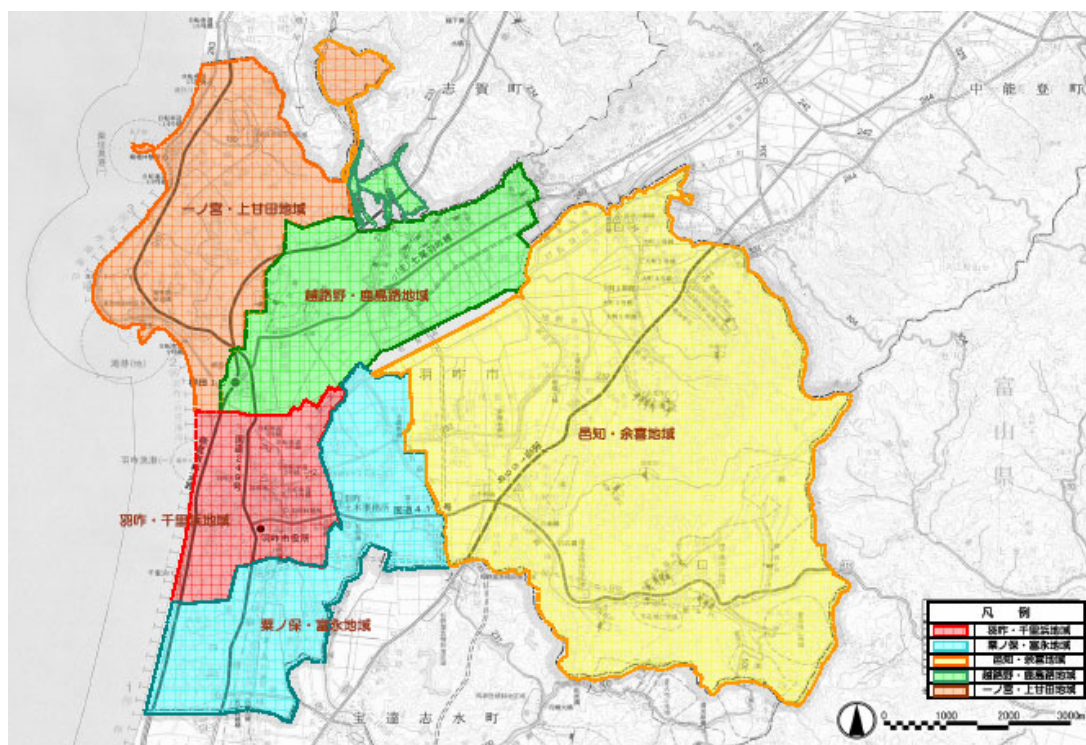


図 地域区分図

（１）羽咋・千里浜地域

ア．景観特性・課題

- 代表的な白砂青松の景観であるなぎさドライブウェイの千里浜海岸や休暇村能登千里浜から近い釜屋海岸などでは、日本海を望む眺望に優れた景観を形成しています。

しかし、最近では同海岸の浸食が進み、来訪者も減少しています。市民に地域の重要な財産であることを啓発し、地域の活性化に取り組む必要があります。



（写真）

千里浜なぎさドライブウェイ

- 中心部は、国道 249 号が羽咋市の大動脈として重要な道路であって、その沿道をまたぎ住宅系と商業系を大きく二分しています。
- まちの顔となる市街地での代表的な景観資源が不足しています。
- 市街地では、比較的建物の密度が高くなっており、建築年次の古い町家といわれる建物や神社仏閣などの歴史的景観資源も点在しています。地域の歴史的な建物と懐かしい風景が失われつつあります。

イ．景観まちづくりの目標

目標 1：羽咋市の顔にふさわしい中心市街地の景観づくり

商店街は、個々の建物や店の創意工夫を活かしつつ、建物の色彩、広告・看板の協調など、通りや境界の特徴をひきたてるような秩序あるまちなみを誘導し、羽咋市の中心市街地にふさわしい景観形成が必要です。商業地らしい景観づくりのためには、駅前や商店街の通りに向けた表情が大切です。

目標 2：自然風景を損なわない土地利用や建築物などのデザインとする

海岸周辺では、能登有料道路や汐見大橋などからの広がりのある眺めを大切に、適切な敷地利用や建物デザインとすることが大切です。

目標 3：一人ひとりの気配りから地域コミュニティへと育てる景観づくり

まちなみや景観資源が大切にされていることが、近隣や地域の人たちに目に見えることで、日常的に身近な景観づくりを行うことが大切です。

目標 4：地域の景観や生活環境の質を高めるまちづくり

住宅と店舗が隣り合うところでは、ゆとりのある空間の演出や、より豊かな植栽を用いることで、規模やデザインの差異を和らげる配慮が必要です。

目標 5：新市街地は、周辺の地域性や環境と調和した、新たな景観づくり

新市街地は、計画的な土地利用とともに、個々の住宅のデザインが主張しすぎて落ち着きのない景観とならないよう、デザインの協調を図り、通りや境界のイメージをまとまりのあるものとする必要があります。

目標 6：地域の歴史的資源を尊重する

地域の財産は、積極的に保全活用するとともに、寺社の参道周辺などでは建物の建て方を工夫するなど、歴史的資源を尊重した景観づくりが求められています。

(2) 栗ノ保・富永地域

ア. 景観特性・課題

- 千里浜海岸の延長である海岸線の景観保全、活用が課題であります。
- 整備中である国道415号バイパス沿線の田園風景の保全や建物・看板・広告物などのデザインの統一など規制が必要です。
- 能登有料道路沿線の畑地などの農地の保全と、新保工業団地では景観に配慮した緑地の整備が必要です。

(写真) 栗生町
ダイコン畑



- 国道249号並びに国道415号は本地域と市街地とを結ぶ重要な幹線であり、特に国道415号沿線では、近年に大型の店舗などの進出があり郊外型の商店街を形成しています。

イ. 景観まちづくりの目標

目標1：優良な自然・田園空間を保全する

周囲の景観に調和するデザインや色彩を用いることで、できるだけ周囲になじんだものとするのが大切です。

目標2：周辺の地域性や環境と調和した景観づくり

景観資源との共生を図り、旧来の面影を活かした景観づくりを進めることが望まれます。

目標3：周辺の田園集落や緑になじむ沿道の景観づくり

にぎわいの演出も大切に、周辺田園集落から突出することのない落ち着いた建物のデザインや調和した沿道景観づくりを目指す必要があります。

目標4：工業団地の外縁部の環境との調和に配慮する

区域の外縁部において、これらの景観との調和に配慮し、周辺から突出しないように努めることが求められます。

目標5：自然風景を損なわない土地利用や建築物などのデザインとする

海岸周辺では、能登有料道路などからの広がりのある眺めを大切に、適切な敷地利用や建物デザインとすることが大切です。

(3) 邑知・余喜地域

ア. 景観特性・課題

- 中山間地では、棚田や農（山）村集落の良好な自然景観を形成していますが、過疎化などにより自然と調和した集落の景観維持の困難化が進んでいます。
- 邑知潟と干拓、ほ場整備された邑知平野と眉丈山系を望む眺望は、緑豊かで雄大な自然景観です。しかし、近年では減反政策から畑地とする田も増え続けています。稲田とともに景観の保全が必要です。
- 国道沿線

国道159号は、羽咋市の大動脈として重要な道路であって、道路の両側に住宅や店舗などが建ち並んでおります。しかし、近年交通量が増え、歩行者などの安全性が問われ、バイパスの整備が着手されようとしていますが、周辺環境に配慮した道路整備が望まれます。



(写真) 国道159号沿線
邑知郵便局付近の渋滞状況

イ. 景観まちづくりの目標

目標1：美しい集落景観を維持する

農村集落地区の景観は、個人の建物や敷地利用により構成されています。しかし、農業の衰退や集落住民の高齢化や過疎化によりその維持や管理を持続することがむずかしくなっています。これらの大切さを市民の共有認識とし、みんなで支えていく仕組みなどを検討することが必要です。

目標2：優良な自然・田園空間を保全する

神子原などの中山間地や邑知潟の周囲に広がる邑知平野を羽咋の魅力を象徴する景観と捉え、可能な限り保全し後世に残していくことが大切です。

目標3：周辺の田園集落や緑になじむ沿道の景観づくり

国道沿線などにおいては、建物や屋外広告物などデザインを工夫し、周辺の農村集落や緑と調和した沿道景観づくりを進めることが大切です。

目標4：地区の歴史資源を尊重する

永光寺地域の財産として積極的に保全活用するとともに、寺社の参道周辺などでは建物の建て方を工夫するなど、歴史的資源を尊重した景観づくりが求められます。

(4) 越路野・鹿島路地域

ア. 景観特性・課題

- 本地域は、眉丈山系を背後にし、活断層沿いにまちなみが形成されております。また、邑知潟を干拓、埋め立てた地区もあります。邑知潟や眉丈山系の豊かな自然景観とともに土砂災害や地震などに配慮した、災害に強いまちづくりが求められます。

(写真)

邑知潟の田園と眉丈山系



- 住宅地は、柳田、鹿島路町では、眉丈山系のふもとぎりぎりまで住宅が建ち並んでいて、山裾沿いに長く集落を形成しています。
千路町は、かつて漁村集落とは思えないまちなみ景観を形成しておりますが、道路は狭く、敷地面積の小さな家が建て詰まっております。
- 鹿島路のタブの木は、羽咋市指定の特別天然記念物に指定されており、この地区のシンボリックな存在であり、保全や周辺の整備が必要です。

イ. 景観まちづくりの目標

目標1：優良な自然・田園景観を保全する

邑知潟とその周囲の広がり、眉丈山系の連なり、自然・田園地域ならではの風景は、地形や自然条件等に根ざして形成されたものです。新たな建物などの立地に際しては、このような自然条件を損なわないようにすることが大切です。



目標2：優良な自然・田園景観に配慮した沿道景観

背後地の眉丈山系の緑や邑知潟の田園などの広がりのある景観資源を大切に、潤いのある沿道景観を目指しましょう。

目標3：自然・田園風景を損なわない土地利用や建築物などのデザイン

適切な敷地利用や建物デザインとすることが大切です。

(5) 一ノ宮・上甘田地域

ア. 景観特性・課題

- 国の重要文化財の指定を受けている気多大社や妙成寺などの著名な神社仏閣があります。歴史的・文化的に重要な地域として認識し、この地域を一体とした景観保全が必要です。

気多大社から妙成寺の周辺地区の眺望は、建立当時から変わらない妙成寺五重塔が眉丈山系である丘陵地帯と田園地帯に囲まれ、自然と一体となり調和された風景を形成しております。今後もこの景観を保全育成し、次世代にもこの景観を引き継いでいくことが必要です。

(写真)

妙成寺遠景



- 日本海に面するこの地域は、白砂青松の長手島を有する柴垣海水浴場庭石として珍重される奇岩の磯もあり、自然景観の保全やビュー・スポットなどの整備とともにそのPRが必要であります。
- かつては、瓦の産地であり、黒色の瓦の家並みが特有の美しい景観を形成しています。今後も黒瓦の屋根を保全できるような仕組みづくりが必要です。
- 国道249号は、本地域と羽咋市街地とを結ぶ重要な幹線であり、その沿線では気多大社と一ノ宮の集落を分断するように走っています。そこを北上すると田園風景が広がり日本海が眺望できる景観を形成しています。

イ. 景観まちづくりの目標

目標1：歴史的資源を活かした景観づくり

気多大社や妙成寺等の歴史的建造物周辺地区の地域の財産や山林などの自然を保全するとともに、寺社の参道周辺では、昔ながらの建物の建て方や素材を工夫するなど歴史的資源を尊重した景観づくりが求められます。

目標2：周辺の環境になじむ沿道の景観づくり

景観の大切さを市民の共有認識として捉え、周辺地区の住民だけでなく、みんなで支えていく仕組みなどを検討することが必要です。

目標3：個から始める住宅地景観づくり

新たな建物を建てる際には、下見板など自然素材を積極的に取り入れましょう。

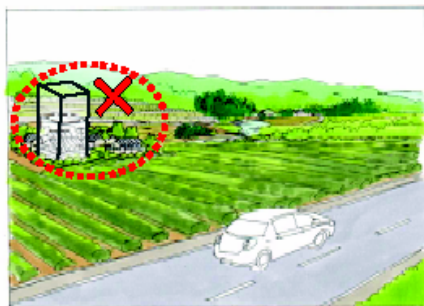
また、道路に接する部分には、道路境界よりできるだけ後退し、ゆとりのある空間の創出に努めましょう。

VI. 景観形成基準

景観形成基準では、景観的に必要な配慮事項の例をあげて具体的に示すこととします。

(1) 高さ

- ・ 周辺の自然環境や田園景観と調和し、まとまりのある高さとなるよう配慮する。
- ・ 周辺のまち並みから突出しない高さとなるよう配慮する。
- ・ 背景となる山並みの稜線や斜面緑地帯を分断しない高さとする。



周辺の自然環境や田園景観と調和したものとなるように突出した高さのものを避ける。

(2) 形態・意匠

- ・ 周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いたまとまりのある形態・意匠、素材とする。
- ・ 周辺のまちなみと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材とする。
- ・ 用途地域内では、周辺のまちなみと調和しまとまりのある形態・意匠、素材とする。



周辺の建物と著しく形態や色彩の異なる広告塔や看板などは、まちなみの調和を阻害します。

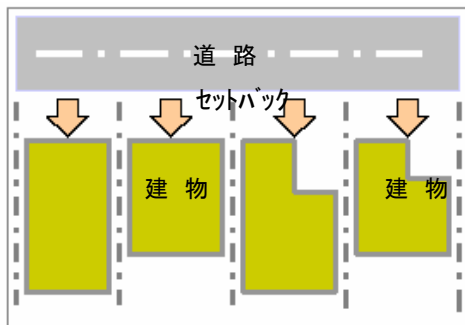
【色相の系統】

色相の 10 種の基本色のうち隣り合う3つの基本色をまとめて1系統と いい います。下表の矢印で示す範囲がそれぞれ1系統になります。

赤 R	黄赤 YR	黄 Y	黄緑 GY	緑 G	青緑 BG	青 B	青紫 PB	紫 P	赤紫 RP
←	→	→							
	←	→	→						
		←	→	→					
			←	→	→				
				←	→	→			
					←	→	→		
						←	→	→	
							←	→	→
								←	→
									←

(3) 壁面

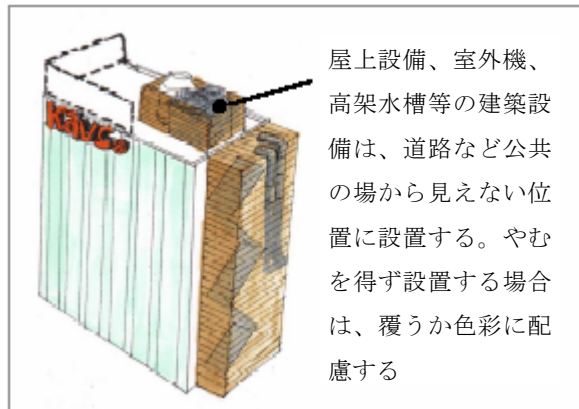
- ・ 通りに面する壁面は、道路境界からの後退や接道部への植栽等により、ゆとりのある空間の創出に努め、工夫することにより圧迫感・威圧感を与えないようにする。



壁面を敷地境界から後退させることにより、ゆとりある空間をつくり出せます。また、後退距離を一定にすることによって、統一感のある建物の並びを生み出せます。

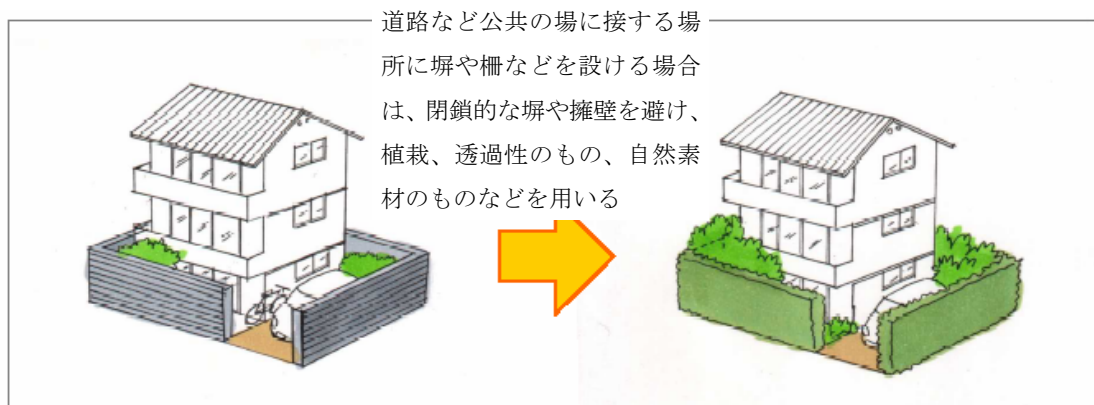
(4) 屋外設備

- ・ 屋外設備（エアコン室外機、高架水槽）は、道路など公共の場から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、覆うか色彩に配慮する。



(5) 外構

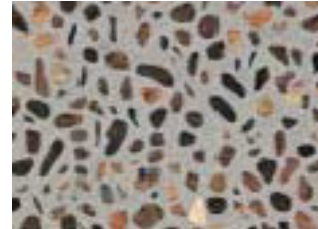
- ・ 道路など公共の場に接する場所に塀や柵などを設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のものなどを用いる。



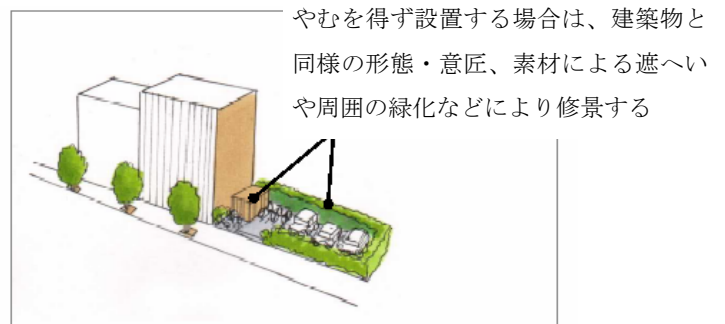
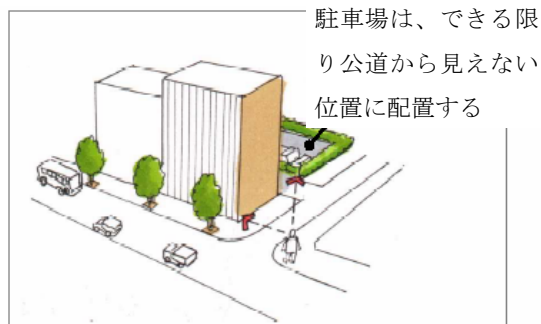
(6) 駐車場など

- ・ 無機質になりがちなコンクリート舗装の駐車場に自然素材の舗装材を使用することや、花壇を設置することで緑化に努める。

コンクリートの表面に自然石を混ぜ、水などで自然石を洗い出すことによって自然な印象が演出できます。



- ・ 駐車場、駐輪場、ごみ集積所などは、公共の場からできる限り見えないように設置しましょう。やむを得ず設置する場合は、建築物と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化を行いましょう。



(7) 公共建築物や道路など

- ・ 公共建築物や道路などの公共工事では、できるだけ緑化に努め、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。



地域に親しまれてきた樹木、生垣などは、大切な景観資源としてできる限り保全することが大切です。やむを得ず保全できない場合は、移植やこれに代わる植栽をするなど工夫しましょう。

(8) 屋外広告物や看板など

- ・ 屋外広告物や看板などは、周辺の自然環境やまちなみと調和する形態、意匠、素材とし、威圧感や圧迫感をなくするようにしましょう。また、夜間は周辺の自然環境などにふさわしい明るさとなるよう配慮しましょう。



周辺の建物と著しく形態や色彩の異なる広告塔や看板などは、自然環境やまちなみの調和を阻害します。

(9) 開発行為、土石の採取、土地の開墾、屋外での土石の堆積類など

ここに定める景観形成基準については、開発行為の許可基準など、他法令に定められている技術的基準を優先させた上で、適用することとします。

○ 開発行為、土石の採取、土地の開墾

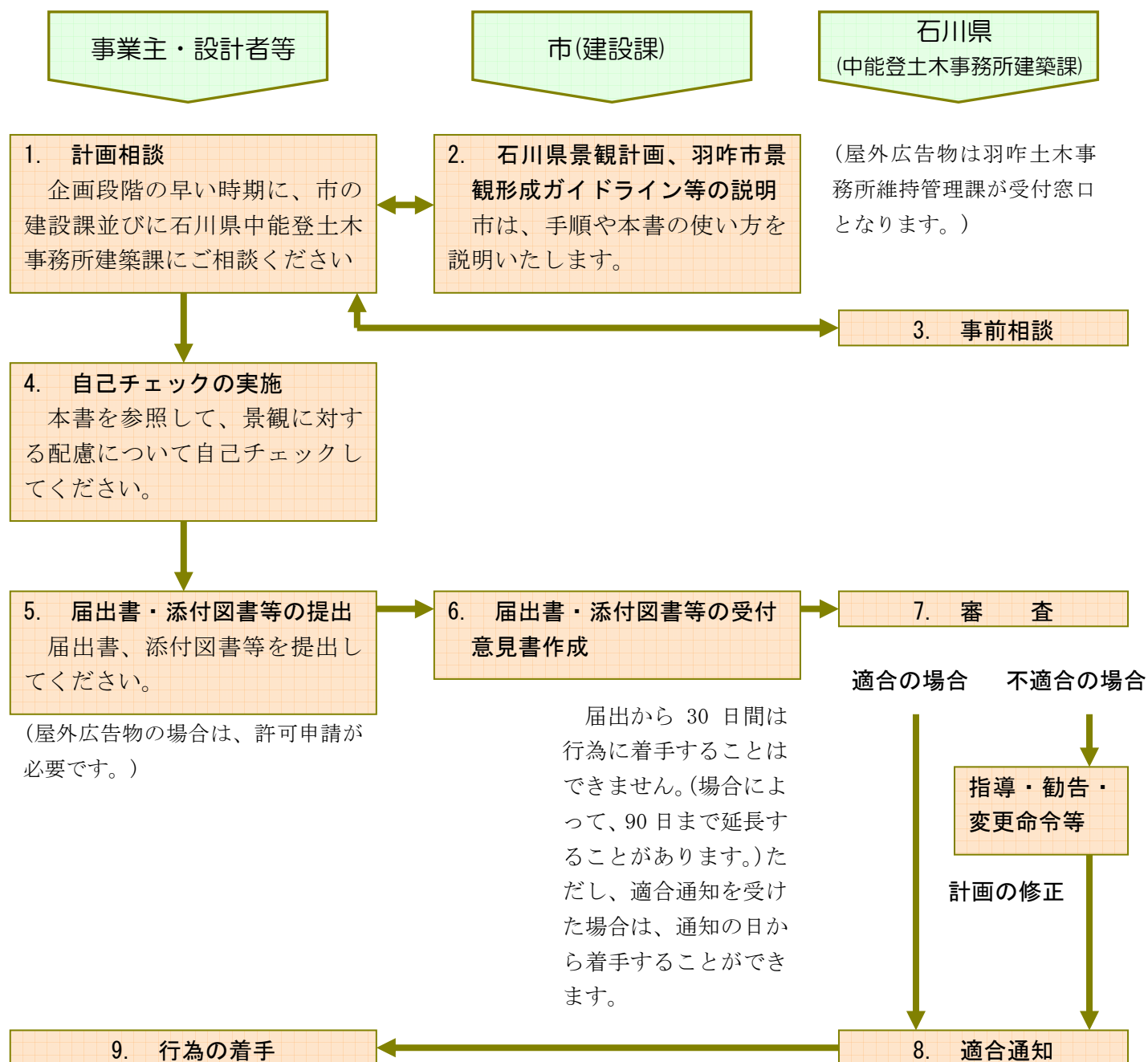
- ・ 大規模な木竹の伐採はできる限り避け、行為の範囲は必要最小限とする。
- ・ 行為の間や行為の後に地肌の露出が、道路など公共の場からできる限り目立たないように採取、掘採位置及び方法（植栽など）を工夫する
- ・ 法面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化などにより周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。
- ・ 市街地景観の背景となる斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努める。
- ・ 擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化などにより、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。
- ・ 敷地内にある良好な樹木、水辺などの自然資源をできる限り保全し、生態系に配慮して活用するよう努める。

○ 屋外での土石などの堆積

- ・ 水面の埋め立てにより生じる護岸などは、素材、形態の工夫により、自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。
- ・ 堆積物は、道路などの公共の場から見えないように配置を工夫するとともに、できる限り高さを抑える。
- ・ 道路などの公共の場から見える場合は、植栽や圧迫感のない塀の設置などによる修景を行う。
- ・ 整然と集積・貯蔵し、敷地外に流出しないよう安全性にも配慮する。

手続きの流れ

一定規模を超える行為をしようとする場合は、あらかじめ届出が必要です。この届出は、以下の流れになっています。



※ 届出書は、下記の羽咋市・石川県のホームページよりダウンロードできます。

羽咋市：<http://www.city.hakui.ishikawa.jp/>

石川県：<http://www.pref.ishikawa.jp/toshi/tetsuzuki.htm>

VI. 景觀形成基準

景観形成基準では、景観的に必要な配慮事項の例をあげて具体的に示すこととします。

(1) 膏を

- ・ 周辺の自然環境や田園景観と調和し、まとまりのある高さとなるよう配慮する。
- ・ 周辺のまち並みから突出しない高さとなるよう配慮する。
- ・ 背景となる山並みの稜線や斜面緑地帯を分断しない高さとする。



周辺の自然環境や田園景観と調和したものとなるように突出した高さのものを避ける。

(2) 形態・意匠

- ・ 周辺の自然環境や田園景観・まちなみ景観と調和し、落ち着いてまとまりのある形態・意匠、素材とする。
- ・ 用途地域内では、周辺のまちなみと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材とする。



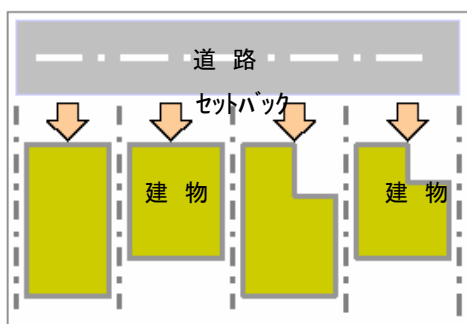
周辺の建物と著しく形態や色彩の異なる広告塔や看板などは、まちなみとの調和を阻害します。

【色相の系統】

色相の 10 種の基本色のうち隣り合う3つの基本色をまとめて1系統と
いいです。下表の矢印で示す範囲がそれぞれ1系統になります。

(3) 壁面

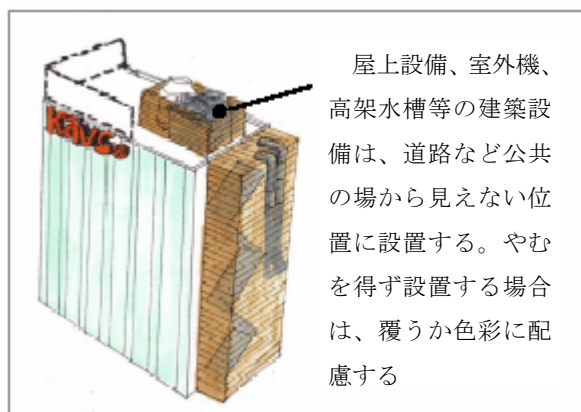
- ・ 通りに面する壁面は、道路境界からの後退や接道部への植栽等により、ゆとりのある空間の創出に努め、工夫することにより圧迫感・威圧感を与えないようにする。



壁面を敷地境界から後退させることにより、ゆとりある空間をつくり出せます。また、後退距離を一定にすることによって、統一感のある建物の並びを生み出せます。

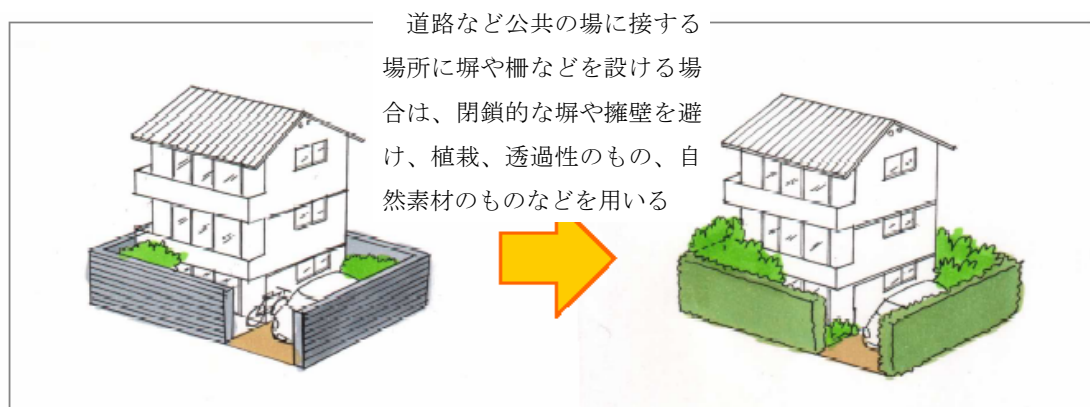
(4) 屋外設備

- ・ 屋外設備（エアコン室外機、高架水槽）は、道路など公共の場から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、覆うか色彩に配慮する。



(5) 外構

- ・ 道路など公共の場に接する場所に塀や柵などを設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のものなどを用いる。



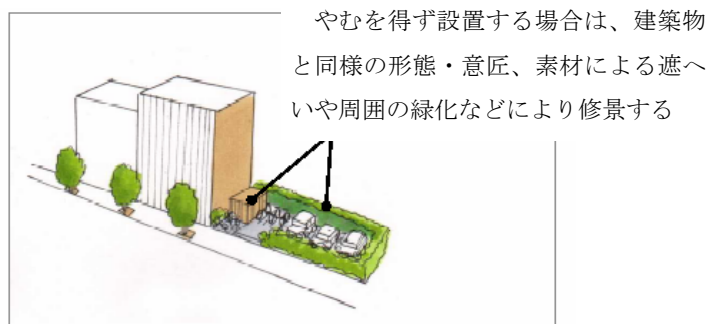
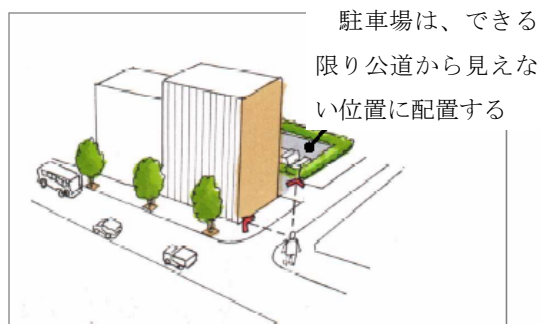
(6) 駐車場など

- ・ 無機質になりがちなコンクリート舗装の駐車場に自然素材の舗装材を使用することや、花壇を設置することで緑化に努める。

コンクリートの表面に自然石を混ぜ、水などで自然石を洗い出すことによって自然な印象が演出できます。



- ・ 駐車場、駐輪場、ごみ集積所などは、公共の場からできる限り見えないように設置しましょう。やむを得ず設置する場合は、建築物と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化に努める。



(7) 公共建築物や道路など

- ・ 公共建築物や道路などの公共工事では、できるだけ緑化に努め、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。



地域に親しまれてきた樹木、生垣などは、大切な景観資源としてできる限り保全することが大切です。やむを得ず保全できない場合は、移植やこれに代わる植栽をするなど工夫が必要です。

(8) 屋外広告物や看板など

- ・ 屋外広告物や看板などは、周辺の自然環境やまちなみと調和する形態、意匠、素材とし、威圧感や圧迫感をなくするようにしましょう。また、夜間は周辺の自然環境などにふさわしい明るさとなるよう配慮する。



周辺の建物と著しく形態や色彩の異なる広告塔や看板などは、自然環境やまちなみの調和を阻害します。

(9) 開発行為、土石の採取、土地の開墾、屋外での土石の堆積類など

ここに定める景観形成基準については、開発行為の許可基準など、他法令に定められている技術的基準を優先させた上で、適用することとします。

○ 開発行為、土石の採取、土地の開墾

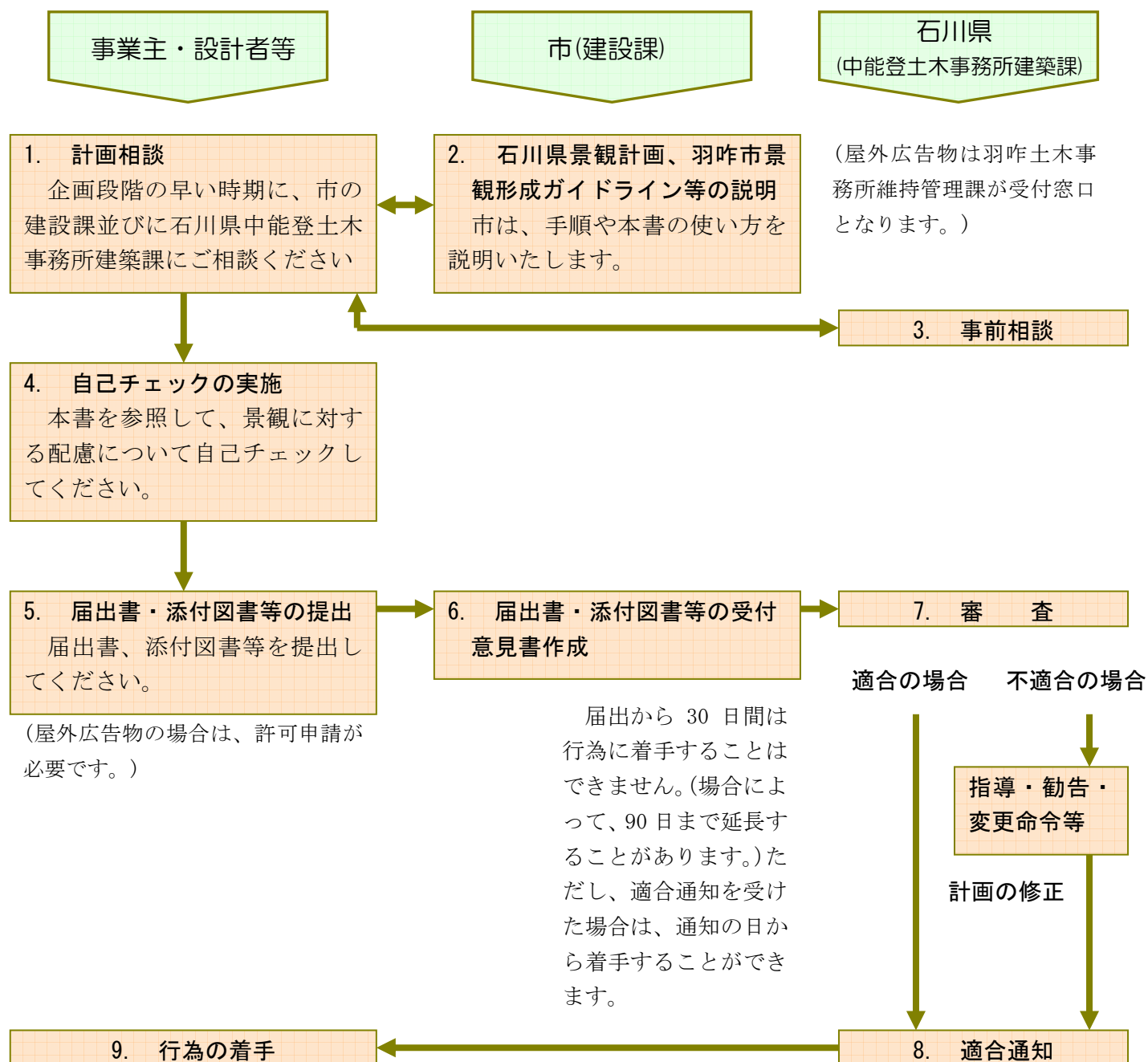
- ・ 大規模な木竹の伐採はできる限り避け、行為の範囲は必要最小限とする。
- ・ 行為の間や行為の後に地肌の露出が、道路など公共の場からできる限り目立たないように採取、掘採位置及び方法（植栽など）を工夫する
- ・ 法面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化などにより周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。
- ・ 市街地景観の背景となる斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努める。
- ・ 擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化などにより、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。
- ・ 敷地内にある良好な樹木、水辺などの自然資源をできる限り保全し、生態系に配慮して活用するよう努める。

○ 屋外での土石などの堆積

- ・ 水面の埋め立てにより生じる護岸などは、素材、形態の工夫により、自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。
- ・ 堆積物は、道路などの公共の場から見えないように配置を工夫するとともに、できる限り高さを抑える。
- ・ 道路などの公共の場から見える場合は、植栽や圧迫感のない塀の設置などによる修景を行う。
- ・ 整然と集積・貯蔵し、敷地外に流出しないよう安全性にも配慮する。

手続きの流れ

一定規模を超える行為をしようとする場合は、あらかじめ届出が必要です。この届出は、以下の流れになっています。



※ 届出書は、下記の羽咋市・石川県のホームページよりダウンロードできます。

羽咋市：<http://www.city.hakui.ishikawa.jp/>

石川県：<http://www.pref.ishikawa.jp/toshi/tetsuzuki.htm>

羽咋市景観形成ガイドライン＜概要版＞

発行年月日 平成 21 年 6 月 1 日

発 行 羽 咋 市

〒925-8501 羽咋市旭町ア 200 番地

羽咋市建設課 TEL 0767-22-1119

URL <http://www.city.hakui.ishikawa.jp>
